

「ドローン航路構築業務」

委託共通仕様書

四国電力送配電株式会社

送変電部 送電グループ

目次

第1章 総則.....	1
1. 1 適用範囲.....	1
1. 2 受託者の責務.....	1
1. 3 諸法令の遵守.....	1
1. 4 諸規定の遵守.....	1
1. 5 業務実施責任者・就業員の届出.....	1
1. 6 疑義.....	1
1. 7 手続き等の処理.....	1
1. 8 提出書類.....	1
1. 9 情報管理.....	1
第2章 業務概要.....	1
2. 1 業務目的.....	1
2. 2 業務内容.....	2
第3章 組織と連絡.....	2
3. 1 組織.....	2
3. 2 連絡.....	2
第4章 職務.....	2
4. 1 業務実施責任者.....	2
第5章 実施.....	2
5. 1 業務実施計画書.....	2
第6章 検査・検収.....	2
6. 1 検査.....	2
6. 2 検収.....	2
別紙－1 提出書類一覧	
別紙－2 連絡系統組織図	
別紙－3 就業員名簿（例）	

第1章 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、「ドローン航路構築業務」（以下、本業務という。）に適用する。

1. 2 受託者の責務

本業務は、安全管理を含め、すべて受託者の責任により実施しなければならない。

また、本業務の実施にあたっては、

○業務実施精度の向上

等に対し誠意と積極性をもって実施しなければならない。

1. 3 諸法令の遵守

受託者は、本業務にあたり、関係諸法令等を遵守し円滑に実施しなければならない。

1. 4 諸規定の遵守

受託者は、本業務にあたり、当社制定の「業務委託契約約款」等を遵守し、誠実丁寧に業務を実施しなければならない。

1. 5 業務実施責任者・就業員の届出

受託者は、本業務の実施に係る一切の事項を処理する権限を有する業務実施責任者を選任し、当社に届出なければならない。

また、業務に従事する就業員の名簿を当社に提出するものとし、異動のある場合は、その都度異動届を当社に提出しなければならない。

1. 6 疑義

本仕様書に記載されていない事項、その他疑義が生じた場合は、当社と協議のうえ決定追加するものとする。

1. 7 手続き等の処理

1. 受託者は、本業務のために第三者と契約等を締結する場合は、受託者の責任において行うものとする。

2. 受託者は、本業務のため直接・間接または過失・故意の如何を問わず、第三者に損害を与えた場合、

または第三者との間に紛争を生じた場合には、受託者の責任において処理しなければならない。

1. 8 提出書類

受託者は別紙－1 「提出書類一覧表」に示す書類を当社に提出しなければならない。

1. 9 情報管理

(1) 受託者が個人番号などの特定個人情報を取り扱う本業務を実施する際は、受託者の責任において、法令等の定めに従い、適法・適切に対応すること。

(2) 受託者は、本業務関連書類の紛失やデータ流出等により第三者に本業務情報が漏洩しないよう書類をバック等で厳重に保管するとともに、パソコン等のセキュリティ対策を徹底するなど適正な管理を行う。

第2章 業務概要

2. 1 業務目的

ドローン自動飛行実現に向けたドローン航路構築業務を行うことを目的とする。

2. 2 業務内容

○ ドローン航路構築業務

- ・ 航空レーザ計測データ（以下、L A Sデータ）と設備データを基に設備照合、航路構築、鉄塔点検個所の選定を行う。
- ・ ドローン墜落予測範囲のリスクアセスメントを実施する。
- ・ 航路構築およびリスクアセスメントの結果から、航空局への申請書類を作成する。

※航路構築に必要なL A Sデータおよび設備データは別途提供、航路構築システムは別途指定する。

第3章 組織と連絡

3. 1 組織

受託者は、本業務の規模に適した能力を持つ人員、有資格者を配置し、適正な実施が行われる組織としなければならない。

また、他関連業務、教育指導および不測の事態に対応できる統制のとれた体制としなければならない。

3. 2 連絡

受託者は、別紙－2「連絡系統組織図」により、定期的に当社に連絡しなければならない。

第4章 職務

4. 1 業務実施責任者

1. 業務実施責任者は、技術・工程・労務などの管理について責任をもって処理しなければならない。
2. 業務実施責任者は、本業務実施に関する諸法令・諸規定に精通し、本業務の実施のために必要な知識・経験を有する者を業務実施責任者として選任し、事前に当社へ届出する。また変更する場合についても同様とする。

第5章 実施

5. 1 業務実施計画書

1. 受託者は、本業務に先立ち、「業務実施計画書」を提出しなければならない。また、変更がある場合も同様とする。
2. 当社の指定する事項については、着手前に当社の承認を受けなければならない。

第6章 検査・検収

6. 1 検査

1. 当社は「本業務仕様書」により、検査を行う。
2. 受託者は当社の検査を受けようとする場合、事前に当社と日時等について打ち合わせを行う。

6. 2 検収

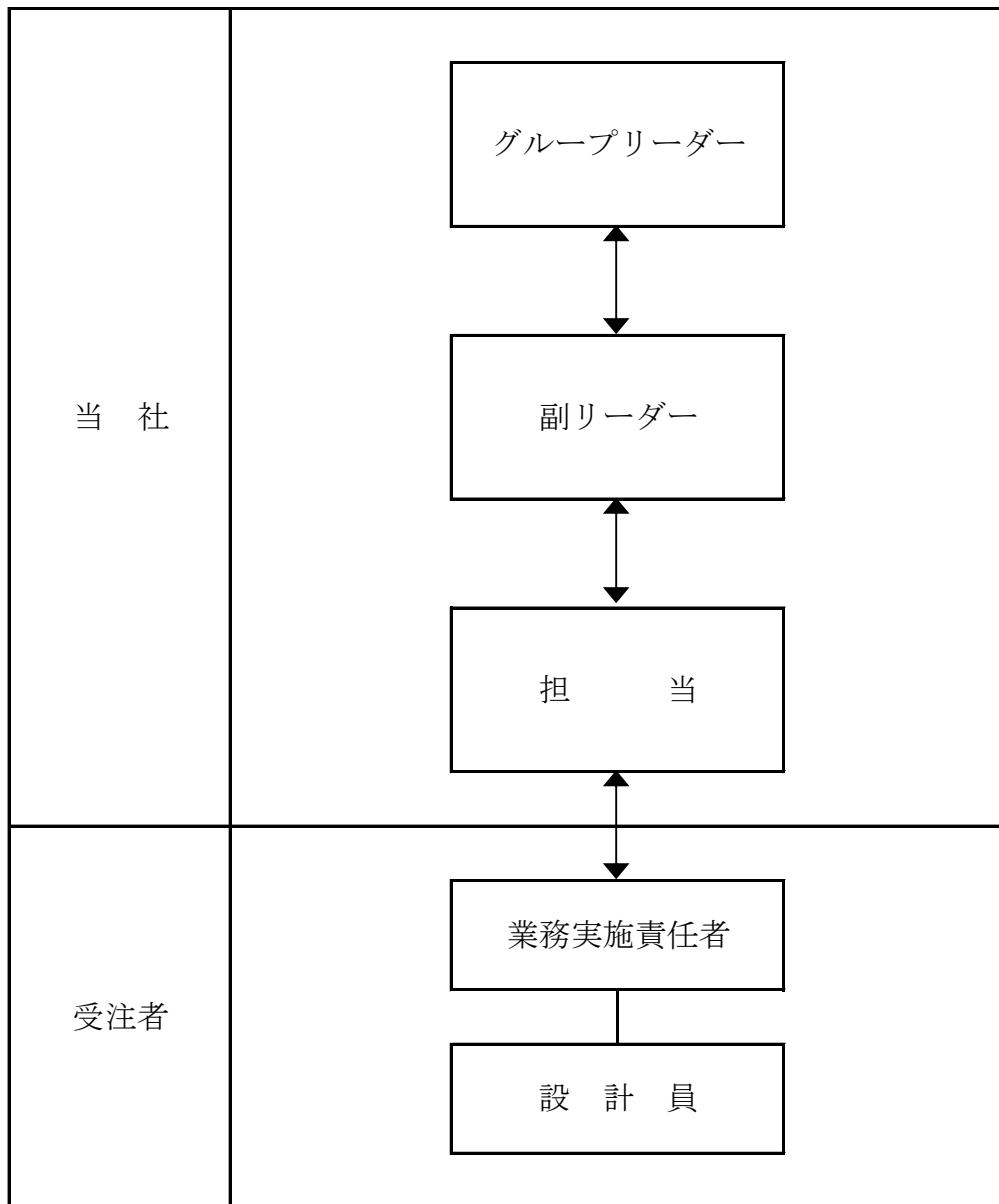
当社の検査合格をもって検収とする。

提出書類一覧

提出書類	部数	提出時期	摘要
業務実施責任者選任届兼業務着手届	1部	契約後速やかに	当社資材様式（電子データ※）
業務実施計画書	3部	契約後速やかに	
業務着手打合せ議事録	1部	打合せ後速やかに	
各種打合せ議事録	1部	その都度	
就業員異動届	1部	その都度	電子データ※
成果報告書	3部	業務完了時	
業務完了届	1部	業務完了時	当社資材様式（電子データ※）
その他当社が指示する書類	1部	その都度	

※容易に改ざんできない形式（P D F）にて提出すること。

連絡系統組織図



就業員名簿（例）

業者名

年 月 日現在

※ 取得資格欄については、当該本業務の実施に必要な資格等を記入する。

注 工期中に60歳に達する場合は、高齢者対応を記入する。